

古代フランス語の自由間接話法

岡野輝男

I

フランス語の自由間接話法について始めてまとまった論考を発表したのは、周知の通り Bally (1912, 1914, 1930)⁽¹⁾ であるが、彼の取り扱っている自由間接話法は近代フランス語のそれに限られ、古代フランス語については、全くふれることがなかった。その弟子 Lips はその論著の骨子の多くを師に負っていると思われるが、師のふれなかったこの話法の起源にも論及し、又古代フランス語以来のその使用例の史的展望をも行なっている。Lips 以後の話法に関する最も総括的な研究である Verschoor も古代フランス語の自由間接話法についてかなり詳細に論じているが、その結論は Lips の結論とは大きく異なる。

Lips (pp. 118-126) は古代フランス語の自由間接話法について、大略次の様に述べている。

古代フランス語では、間接話法の *syntaxe* は固定せず (*parataxe* の存在、*que* の反復の「省略」など)、間接話法に接触した自由間接話法の例が見られるのは例外的である。一方中世の作家は主観的であり、絶えず自己の思想と作中人物の思想とを混同している。この様な態度は *figure* による自由間接話法の創造に適してはいない。従って作者の言葉であるのか人物の言葉であるのか曖昧な個所が多いが、文法形式としての自由間接話法には、こうした曖昧さは許されず、*figure* による自由間接話法の例もやはり例外的である。

Lips (pp. 101-116) によれば、自由間接話法は *figure* によるもの (*une confusion et un changement dans le sujet du discours*) と間接話法からの分離によるもの (*que* の反復の「省略」) との二つの起源を持つ。どちらの起源による自由間接話法も、古代フランス語に於いては「例外的」であるというのが Lips の結論である。

これに対し Verschoor (pp. 89-98) の意見は次の如くである。

中世にも自由間接話法は多く見られる。多くは間接話法の *ambiance* 中にあり、*car* や *por ce que* に始まるものが多い。一方、作家によっては近代的な用法を示している場合もある。曖昧と思われる場合もあるが、中世作品の *oral* な性格を考えれば、*narrateur* の *intonation* によって曖昧さは避けられた筈である。

更に *Conclusion* (p. 156) で *Verschoor* は、古代フランス語の自由間接話法は近代フランス語のそれと変わらないとくり返し、*et cela malgré la théorie de Lips selon laquelle le moyen âge ne connaît pas le style indirect libre moderne* と付け加えている。

Lips の意見は事実 *Verschoor* によって訂正されたのであろうか。だが自由間接話法には種々の型が、又幾つかの段階が考えられるが、「近代的用法」とはどの様なものを指すのかについて *Lips* や *Verschoor* は必らずしも明確に定義しているわけではない。又自由間接話法そのものの決定の仕方についても論者間でかなりの差異が見られる。古代フランス語に於ける自由間接話法について論じ、それが近代フランス語に於けるそれと違いがあるかどうかを論ずるには、当然先ず自由間接話法そのものの定義と「近代的用法」なるものの性格を決定してからでなければならぬであろう。これらの点を先ず明らかにし、次いで実際に古代フランス語の自由間接話法がどのようなものであるのかを考察するのが本稿の目的である。

II

Verschoor (p. 36) は自由間接話法を導入のない（即ち言明動詞と接続語のない）間接的な話法と定義する。彼はこの定義に何らの留保をももうけない。しかし、この定義にあてはまりながら、論者によって自由間接話法と認められていない場合が幾つかある。この様な場合についても *Verschoor* はほとんど特別に考察することなく、すべて一律に自由間接話法とみなして論議を進めている。古代フランス語に関する *Lips* と *Verschoor* の意見の違いの一つの原因はこの点にあると考えられる。*Lips* が自由間接話法と認めていないものを *Verschoor* はそれと認め、しかもそのことに何ら論及することなく、古代フランス語にも自由間接話法の例は多いとしているからである。事実 *Verschoor* のあげている自由間接話法の例のうち、*Lips* の意見によれば自由間接話法とは考えられないと思われるものがかなりの数にのぼる。以下にこの様な場合の具体例をあげよう。

1. 間接話法に従属する節が「自由間接話法」になっている場合

ex. 1. Il me **dit**, en jurant, **qu'il** n'y avoit plus de moyen de souffrir l'insolence et l'impertinence de ces bourgeois, *qui en vouloient à l'autorité royale*; **que** tant qu'il avoit cru qu'ils n'eussent en butte que le Mazarin, il avoit été pour eux; **que** je lui avois moi-même confessé, plus de trente fois, qu'il n'y avoit aucune mesure bien sûre à prendre avec des gens qui ne peuvent jamais se répondre d'eux-mêmes d'un quart d'heure à l'autre, *parce qu'ils ne peuvent jamais se répondre un instant de leur compagnie*; **qu'il** ne se pouvoit résoudre à... (Verschoor, p. 127; Retz, Mémoires)

Verschoor によれば、イタリックの部分自由間接話法であるとされる。始めの部分は形容詞節、後の部分は副詞節であるが、共に **dit que** に導入された間接話法に従属している。即ち Verschoor の意見によれば、主節と従属節から成立つ文（複文）が間接話法の被伝達部におかれたとき、その従属節は自由間接話法になるということになる。だが何故これが自由間接話法なのであろうか。これは単に間接話法内の従属節であるに過ぎないと考える方が自然であらう⁽²⁾。或いは Verschoor は上の例の場合の様に、これらの従属節の前に *virgule* がおかれているとき、ここに *pause* を認めて間接話法からの遊離を感じ、自由間接話法とみなしているのであろうか。しかしここに *pause* がおかれるとしても、問題の個所の *intonation* は間接話法のそれ変わらないと思われる。Verschoor 自身これは *ambiance immédiat du style indirect* にあると言い、古代フランス語に於けるこの種の「自由間接話法」について述べているところ (p. 93) では、この場合の自由間接話法は間接話法と同じ *neutre* な *intonation* で発言されると言っている。間接話法に続きそれと同じ *intonation* で発言されるということは、この個所も間接話法中にあるということである。即ちこの従属節は形式上も意味上も導入動詞に従属し、間接話法の一部となっている。導入動詞に従属している以上、ここに自由間接話法を認めることはできない。いずれにせよ、Verschoor がこの場合について全く説明を加えることなく自由間接話法の例としてあげていることは、彼自身の定義から考えても納得できるものではない。Verschoor 以外にこの場合を自由間接話法とみなしている論者はなく、我々としてもこれを自由間接話法と認めることはできない。

2. 文の一部が「自由間接話法」になっている場合

1. の場合の様に間接話法に従属している節（即ち文の一部）ではなく、作者（伝達者）の叙述文の一部に話法（人物の言葉・思考の再現）が認められる場合である。特にそれが従属節であるときに自由間接話法として取り扱われることがある。Verschoor は言うまでもなく、Bally もこの場合を自由間接話法とみなし、次の例などをあげている。

ex. 2. Les amis de Wallenstein s'abandonnèrent aux plaisirs de la table et portèrent des toasts exaltés au grand homme qui, **disaient-ils**, *avait cessé d'être le jouet de la perfidie de l'empereur pour devenir un prince indépendant.* (Bally, 1912, p. 554)

これに対し Lips の態度は師のそれとは幾分異なっている様に思われる。Lips は「間接話法」の章で、従属節による（即ち導入動詞と接続語を持つ）間接話法について、その *syntaxe* や起源を論じたのち、更に凝縮された形で人物の言葉を伝える場合があるとして次の様なものをあげている。

a. 不定法構文

ex. 3. Je crois être honnête. (Lips, p. 44)

b. 目的補語＋属詞

ex. 4. Je me crois honnête. (Lips, p. 44)

c. 人物の言葉を作者が叙述の形で伝える場合

ex. 5. Mme Lorilleux, le cœur noyé à chaque goutte qui mouillait sa robe, proposa de se réfugier sous le Pont-Royal; *d'ailleurs, si on ne la suivait pas, elle menaçait d'y descendre toute seule.* Et le cortège alla sous le Pont-Royal. (Lips, p. 44; Zola, L'Assommoir)

d. 叙述文中の従属節のみに人物の言葉が再現される場合

ex. 6. En tout cas, il s'emporta contre l'Américain, *qui avait bien besoin de leur chercher des histoires*, et pendant plus de huit jours refusa d'aller faire un tour à Chenerailles. (Lips, p. 45; Pourrat, Gaspard des Montagnes)

この d が今我々の問題としている場合に当たる。Lips は更にこの様な場合に挿入節の入っ例 (ex. 2 と同じ型になる) をあげ、従属節中に *dislocation* を生じた場合として説明し、その例で「間接話法」の章を終り「自由

間接話法」の章に入っている。従って Lips はこの種の例を間接話法と自由間接話法との中間形態と考えていたと思われる。「自由間接話法」の章にはこの種の例は全くあげられていない。Lips はここで従属節ではなく、単に語又は語句に人物の言葉が現われる場合については言及していないが、この場合を論じたものに Teljatnicova がある。

ex. 7. Après quelques banalités dévotes sur *les avertissements envoyés par le ciel, sur les châtements infligés par le seigneur à ses enfants bien aimés. . .* —Mon cher ami,—dit Péchard d'une voix douceuse . . . (Teljatnicova, p. 286; Nerval, *Le marquis de Fayolle*)

イタリックの部分は *prêtre* の言葉であることは明らかであるが、Teljatnicova (1965, pp. 286–288, pp. 290–291; 1966, pp. 128–129) によればこの様な一種の *citation* は単に *lexical* な現象に過ぎず、人物の言葉は作者の叙述の中に組み込まれて居り、これを自由間接話法とみなすことはできないとされる。自由間接話法による人物の言葉は *syntaxe* 上作者の叙述から独立した独立節でなければならないというのが Teljatnicova (1966, p. 125, p. 128) の考え方である。明言はしていないが Lips の考えもこれと同じであったと思われる。彼女が自由間接話法の例としてあげているものはすべて独立節（等位節、並置節も含めて）を成しているからである。Teljatnicova は Lips とは反対に人物の言葉とみなされる部分が叙述文の従属節を形作っている場合についてはふれていない。しかし従属節を成しているか語句であるかに本質的な差違はないと考えられる。いづれにせよ人物の言葉は叙述文中に埋没しているのであり、*syntaxe* 上独立していないのであるから。

ところで先にあげた a. b. c. の場合は従属節によらない一種の間接話法とみなすことができるが⁽³⁾、これらは普通間接話法として取り扱われなことが多い。Lips もこれらは上述の如く「間接話法」の章の最後で簡単にふれているだけであり、又 Verschoor (p. 19) は間接話法の *signe* を「導入動詞+接続語」と規定し、従って従属節によらないものは全く取り扱っていない。一般の文法書でも間接話法としては、従属節によるもののみが取り上げられ、僅かに直接話法での命令法が間接話法に転換されると不定法構文になる場合のあることについて説明があるに過ぎない。事実、これらの場合、作者の叙述（伝達部）と人物の言葉（被伝達部）とはわか

ち難く（特に b. c. ）、d. の場合の Teljatnicova の説明にあったと同様、人物の言葉は叙述文の中に組み込まれて居り、従って独立した *syntaxe* の対象とはならないことがその原因であろう。この様に間接話法を言明動詞に従属する節に限るとすれば、自由間接話法は言明動詞に従属しないのであるから、この点から考えても叙述文中に含まれない独立節に限るべきであると思われる。なお、Teljatnicova (1966, p. 129) は、c. の場合をドイツの学者にならって *Bericht* と呼んでいる。

3. 伝達部が挿入されている場合

この場合も自由間接話法として取り扱われることが多い。

ex. 8. Quant à Emma, elle ne s'interrogea point pour savoir si elle l'aimait. *L'amour, croyait-elle, devait arriver tout à coup, avec de grands éclats et des fulgurations.* (Bally 1912, p. 598; Bally 1914, p. 411; Flaubert, *Madame Bovary*)

ex. 9. *A la poterne du Château, à la porte de la Cassine, l'encombrement, disait-on, était plus effrayant encore.* (Verschoor, p. 36; Zola, *La Débâcle*)

但し Lips (pp. 56–57) はこの型を間接話法と自由間接話法の橋渡しをなすものと述べている。又 Teljatnicova (1966, p. 130) はこの場合をも *Bericht* とみなし、挿入節がなければ自由間接話法になると言っている。事実、*dit-il* や *disait-il* などこの種の挿入節は形式上 *Le Bidois* (§ 1120) や Verschoor (p. 3, p. 36) の言う通り *parenthèses* としての価値を持つのみであり、又意味上はその前後に述べられた文が誰の言葉・思考に属するものであるかを明らかにするのがその役割であるから、*à ce qu'il dit, au dire de quelqu'un, d'après lui* の様なものもこれと同じ機能を持つことがあると考えられる。しかしこの種の語句を用いた次例のような文は普通自由間接話法とはみなされない。

ex. 10. . . . , suivant le dire d'un ancien, *il faut manger pour vivre, et non pas vivre pour manger.* (Molière, *L'Avare*, III, 1)

これらは 2. で説明した従属節によらない間接話法の一つと考えられる。従って Teljatnicova の言う如く、挿入節の入った場合も同様に自由間接話法ではなく *Bericht* と見る方が妥当であると思われる。

4. indice linguistique のない場合

自由間接話法は種々の *indice* を持つが⁽⁴⁾、*indice linguistique* がなく、

単に *contexte, situation* のみによって人物の言葉であることが理解されることがある。Bally 1914 (p. 457) はこの場合意味上は一種の自由間接話法であるが、それを示す文法形態、*signe linguistique* が欠けているという点で自由間接話法とは重要な違いがあるとし、この場合を一つの *figure de pensée* とみなす（但し両者の間に明確な境界はない）。*contexte* や *situation* は *syntaxe* の対象とはなりにくいから、特にミュンヘン学派に対して自由間接話法の *grammaticalisation* を立証しようとした Bally にとって、この場合を文法形式としての自由間接話法から区別することが必要であった。Lips は勿論、Verschoor もこの Bally の考え方を受けついでいるが、Lips が *indice* を持つ自由間接話法とそれを持たない *figure de pensée* (Lips は *style indirect libre à l'état de figure* とも呼んでいる) とを注意深く区別しているのに対し、Verschoor は *contexte* も一つの *indice* とみなしそれ程厳密な区別をしていない。

しかしいずれにせよ、*indice* がなくなるときには、多少とも作者の言葉か人物の言葉か曖昧になることが多い。自由間接話法の例としてよく引かれる次の例も自由間接話法ではなく、作者の皮肉な言葉と取れないこともない⁽⁵⁾。

ex. 11. Tout le jour il avait l'œil au guet. Et la nuit,
Si quelque chat faisait du bruit,

Le chat prenait l'argent. (La Fontaine, Fables, VIII, 2)

ここで問題になるのは *intonation* についてである。Bally-Lips は自由間接話法をほとんど文語（書き言葉）に限定しているため、*intonation* については詳しく論じていない⁽⁶⁾。確かに口語（話し言葉）に見られる自由間接話法は Lips (pp. 81-83) のあげている例を見ても *figure de pensée* に当たる場合が多く、Bally の言う文法化された自由間接話法の例は見られないようではある。しかし口語に於いて *intonation* は *outil grammatical* として大きな役割を持つ。Thibaudet (pp. 249-250) はこの役割を重視し、同じ文章が *intonation* が変わることによって二つの意味——伝達者の叙述と自由間接話法——を持ち得ることを示した。Spitzer (p. 331) はこれを敷衍し、書き言葉への固定化——*intonation* が示されないこと——から表現の曖昧さが生れると説く。事実話し言葉はもとより、書き言葉に於いてもそれが発言されるときは、*intonation* は自由間接話法の *indice* になることがあると考えられる。自由間接話法は一般に前後の作者の叙述文とは

異なった、直接話法と同様の intonation を持つからである。このことは Verschoor の言う通り oral な性格の強かった中世の作品に於ける自由間接話法を考えると、特に重要である。この様に intonation を indice linguistique の一つと考えれば Bally の様に自由間接話法と figure de pensée とを区別することは不必要となろう。但し純粹に文語（或いは文学作品に於ける使用）に限った場合はやはりこの区別が認められることになる。

5. reproduction appréciée の場合

伝達者が自己の伝達する他人の言葉に対して何らかの判断・評価を加えている場合である。Bally (1914, p. 421; 1930, p. 331), Lips (p. 134) は自由間接話法に於いては、その本質上伝達者は客観的であるとして、この場合を自由間接話法とは両立し得ないものとしているのに対し、Spitzer (p. 328) や Lerch (p. 461) はむしろ ironique な用法を自由間接話法の一つの特質とみなしているようである。Verschoor (pp. 51–52) も判断が加わっていても、言葉の再現であることに変わりはないとして、この場合も自由間接話法とみなし、Bally-Lips の言う客観性の概念は文体論上の概念であって、話法という文法的事実に関わるものではないとし、syntaxe と stylistique とを混同していると批判する。事実、Lips (pp. 31–32) も間接話法に於いては reproduction appréciée を認めているのであるから、自由間接話法にそれを認めない根拠はないと考えられる。Bally-Lips が自由間接話法の客観性を強調したのは、ミュンヘン学派の Einfühlung, Identifizierung など心理的な概念による自由間接話法の説明を拒否し、その grammaticalisation を主張する余りであったと思われる。

6. 修辭的疑問文や感歎文などの場合

ex. 12. Sans doute il était affreux qu'il (Phœbus) eût été trompé aussi lui, qu'il eût cru cette chose impossible. Mais enfin, il ne fallait pas trop lui en vouloir; *n'avait-elle pas avoué «son crime»? n'avait-elle pas cédé, faible femme, à la torture? Toute la faute était à elle.*

... parce qu'elle avait besoin de croire que Phœbus l'aimait toujours et n'aimait qu'elle. *Ne le lui avait-il pas juré? Que lui fallait-il de plus, naïve et crédule qu'elle était? Et puis, dans cette affaire, les apparences n'étaient-elles pas bien plutôt contre elle que contre lui?* (Teljatnicova, p. 133; Hugo, Notre-Dame de Paris)

Teljatnicova (1966, p. 133) はこの様な *figure de rhétorique* の場合を作者の叙述と人物の言葉との境界線上にあるとして、一応自由間接話法とは区別している。これらの文はその性質上、作者の言葉か人物の言葉か不明確になり易い。又この種の文はそれ自身独自の *intonation* を持つから、この場合 *intonation* も自由間接話法の *indice* にはならない。しかし次例の様に明確な *indice* がある場合は、人物の言葉の再現であることは明らかであるから、自由間接話法とみなすべきであろう。

ex. 13. *Mais elle ne voulut pas répondre: plus tard elle lui dirait ça, si ça en valait la peine. Mon Dieu! est-ce que l'existence, pour elle maintenant, n'était pas un continuel chagrin?*
(Verschoor, p. 44; Zola, *La Débâcle*)

7. 「知覚」に関する場合

Verschoor (p. 13, p. 39) は間接話法及び自由間接話法に、単に人物の言葉・思考の再現だけでなく、人物の知覚を表わす場合をも含めている。

ex. 14. *Cacambo était aussi surpris que Candide. Ils approchèrent enfin de la première maison du village; elle était bâtie comme un palais d'Europe. Une foule de gens s'empressait à la porte, et encore plus dans le logis; une musique très agréable se faisait entendre, et une odeur délicieuse de cuisine se faisait sentir.* (Verschoor, p. 132; Voltaire, *Candide*)

しかし、これをも話法と呼ぶのは疑問である。この場合に対応する直接話法は存在しないし、作者の叙述と考えられる場合が多いからである。

以上近代フランス語の自由間接話法を中心として、その注意すべき場合を考察してきたのであるが、これらの場合のうち、Verschoor はそのすべてを自由間接話法と認め、又反対に Teljatnicova はほとんどすべての場合を自由間接話法とは認めない。Lips は 1.5.7. を認めず、2.3.4. を自由間接話法に近いとは見ながらも一応区別している。それぞれの立場によって見方が異なるのは当然であるとも言えるが、自由間接話法について論ずるには少なくともこの様な問題のある場合について、自己の見方を明確にしておくことが必要である。そうでなければ、定義の明らかでない用語を用いて議論をすることになるであろう。

以上に述べたことは古代フランス語についても当てはまることであるが、

古代フランス語は近代フランス語とは異なる *syntaxe* を持っていたのであるから、この他にも考慮しなければならない点がある。次にこうした古代フランス語にのみ見られる特殊な点について考察しよう。

III

自由間接話法の *indice* のうち、古代フランス語と近代フランス語とで大きな違いを示すのは、先立つ間接話法が *indice* となっている場合である⁽⁷⁾。古代フランス語は間接話法について近代フランス語とは異なる *syntaxe* を持っていたからである。近代フランス語では間接話法の被伝達部を構成する節が二つあるときは、それぞれの主語が同じであれば、二つ目の節で主語と共に接続詞 *que* を省略し得るが

ex. 15. Un soir, l'homme qui avait vendu les meubles de Lantier
ameuta les voisins ; il **gueulait** qu'il la trousserait et se
paierait sur la bête, si elle ne lui allongeaient pas sa monnaie.
(Lips, p. 113; Zola, L'Assommoir)

そうでなければ各節に接続詞をくり返さねばならない。しかし古代フランス語に於いては、この場合むしろ接続詞の反復は「省略」されることが多かったし⁽⁸⁾、更に全く *que* のない *parataxe* の例も多く見られる⁽⁹⁾。

ex. 16. **Ço ad juret** li Sarrazins espans,
Se en reregarde troevet le cors Rollant,
Cumbatrat sei a trestute sa gent
E, se il poet, murrat i veirement. (Roland, 612)

この例では *que* が表わされていなくとも、イタリック部分は前の節に従属しているのであり、従ってここに見られるのは間接話法でしかないことは言うまでもない。しかし次の例に於いて、

ex. 17. **«Alez me tost a cez tentes de paile,**
Si me direz Loois le fill Charle
Qu'a molt grant tort me vuelt guaster ma marche,
N'a dreit en Rome ne en tot l'eritage ;
Et s'il le vuelt avoir par son oltrage,
Encontre mei l'en convendra combatre,
O chevalier qui por son cors le face. (Couronnement, 2367)

イタリック部分の前に *pause* がある様に思われる。この様に *que* が「省

略」されている場合、もし *pause* がなければ前の導入動詞に従属していて間接話法の内部にあることになるが、*pause* があれば間接話法から遊離して自由間接話法になるというのが Lips, Verschoor に共通の意見である。しかしここで重要なのは、*pause* の有無よりもむしろ *intonation* であろう。間接話法は多くの節を含む場合も *intonation* はその内部に於いては変化しない。それに対し自由間接話法は直接話法と同様、周囲の文とは異なった *intonation* を持つのが原則的と考えられるし、又一般的に言って古代フランス語に於いて *intonation* は従属と非従属の関係を表わす *outil grammatical* として大きな役割を持っていたと考えられるからである。 *parataxe* についても Verschoor (p. 88) は「従って古代フランス語では *subordination* の意識は弱かった」と言っているが、これも *subordination* の関係は *intonation* が十分示していたと考えるべきであろう。

従って中世の「聞き手」達にとっては、たとえば ex. 17 のイタリック部分が間接話法に属するのか（作者の *intonation* による）、自由間接話法を形成しているのか（人物の *intonation* による）は *intonation* によって理解されたと思われる。しかし当時の *intonation* は現代に於いては不明であるから、我々としては、この様に *que* が「省略」されていて、しかも *pause* があると考えられる場合、そこに *intonation* の変化のあった可能性を認め、その部分が自由間接話法であった「可能性」を考え得るのみであると思われる。

ところで Verschoor (pp. 90-94) は古代フランス語の自由間接話法を次の4つのグループに分類している。

1. 第一の節が導入動詞に徒属し、第二の節の前に *que* がなく、*pause* がおかれている場合
2. 間接話法に従属している従属節
3. 間接話法又は自由間接話法に等置された節
4. *contexte* による場合

このうち、1. 2. 3. は間接話法に続くものであり、従って上に述べたことに関連する。次にこの4つのグループの一つ一つについて検討しよう。

先ず 1. の場合について Verschoor は次の例をあげている。

ex. 18. **Il trouverent en leur conseil qu'il feroient de Mordret roi et li donneroient la reine a fame et deviendroient si home lige; si le devoient fere por deus choses: l'une, por se que li**

rois Artus les en avoit proiés ; l'autre, por ce qu'il ne veoient entr'ex home qui si bien fust digne de tele enneur comme il estoit. (Verschoor, p. 90; La Mort le Roi Artu).

彼によればイタリック部分の前に *pause* があり, *punctuation* がそれを証明している, 従ってこの部分は自由間接話法であるという。しかしこの *punctuation* は近代の校訂者のものであると思われるから, 実際に中世に於いてそこに *pause* がおかれ, イタリック部分が先立つ部分と異なった, 人物のそれを思わせる *intonation* で発言されたかどうかは不明である。上述の通りただこれが自由間接話法であった可能性が認められるだけである。

2. の場合は II の 1. で述べた型に当たる。Verschoor は次の例をあげているが,

ex. 19. *Et la reine estoit si bele que touz li monz s'en merveillot, car a celui tens meimes qu'ele iert bien en l'aage de cinquante ans estoit si bele dame que en tout le monde ne trovast l'en mie sa pareille, dont aucun chevalier distrent, por ce que sa biauté ne li failloit nule foiz, que ele estoit fonteine de toutes biautez.* (Verschoor, p. 90; La Mort le Roi Artu)

我々の意見によれば, ここには自由間接話法はなく間接話法が見られるに過ぎないことは前述の通りである。

3. は間接話法に続いて *car* で始まる節が来る場合が多い。

ex. 20. *Et li roys li dist que il ne le feroit autrement ; car ce seroit contre Dieu et contre raison, se il contreignoit la gent à aus (faire) absoudre quant li cleric lour feroient tort.* (Verschoor, p. 91; Joinville, Histoire de Saint Louis)

近代フランス語では *car* は等位接続詞であり, しかも *et*, *ou*, *mais* などと異なり *que* と両立し得ない。従って形式上 *car* 以後は導入動詞に従属していないことになる。しかし近代フランス語の *syntaxe* から考えてここに自由間接話法を見るのは危険ではないかと思われる。1. の場合と同様 *intonation* によって *car* 以下も導入動詞に従属し得た, 即ち間接話法の内部にあり得たのではないかと考えられるからである。この場合も 1. と同様, 我々としては自由間接話法の可能性をしか見ることができない。この

グループに属するものとして Verschoor のあげている実例ではこの様に *car* で始まるものが多いが、間接話法又は自由間接話法に続く独立節（と見られるもの）もこのグループに入ることになる。

ex. 21. *Vostre pris est molt abessiez :*

tuit soloient **dire** l'autre an

qu'an tot le mont ne savoit l'an

meillor chevalier ne plus preu ;

vostres parauz n'estoit nul leu ;

or se vont tuit de vos gabant, (Erec, 2544)

イタリック部分は間接話法におかれた節と等位関係にあると Verschoor は言う。この部分が独立節を形成しているのであれば確かにここには自由間接話法が認められるが、しかし、やはり中世に於いてはこの部分も導入動詞に従属していた可能性はあったと考えられる。一般に間接話法に多くの節が続く場合、*que* の不在が可能であったとすれば、どこまでが導入動詞に従属し、それからの離脱がどこから始まるか、言い換えればどこから独立文となっているのかは決定困難であると思われる。結局この場合も1.の場合と同様の結論となろう。この様な場合、「語り手」の *intonation* の変化によって導入動詞からの離脱が可能であったと考えれば、ここに自由間接話法の一つの起源を見出すことが許されるのではないかと思われる⁽¹⁰⁾。なお、自由間接話法は一度導入されれば多くの節（又は文）を従えることができるから、明白な自由間接話法が認められればそれに続く節はやはり自由間接話法と認められ得る。

以上3つのグループにつき Verschoor (p. 93) はいずれも間接話法の *ambiance* 中にあり、間接話法と同じ *neutre* な *intonation* で発言されると述べている。前にふれた様に、間接話法と同じ *intonation* で発言されるならば、それは導入動詞に従属し、従って間接話法の内部にあることを示し、自由間接話法であるなら、先立つ間接話法とは異なった *intonation* で発言される筈であるというのが我々の意見である。中世作品の *oral* な性格を強調し、他の多くの個所で *intonation* の役割を重視している Verschoor⁽¹¹⁾ のこの個所での発言はまことに奇妙なものと言わざるを得ない。結局1.と3.は多くの場合自由間接話法である可能性が認められるだけであり、2.は自由間接話法とは認め難い。「自由間接話法」が間接話法に続く場合には、上に述べた様なことがどうしても問題になるから、他に明瞭

な indice があるのでない限り、自由間接話法の存在を完全に立証することは困難なことが多いと思われる。なお、Verschoor 自身 (p. 98, p. 156) 以上の3つのグループに属するものを「近代的」なものとは見ていない。

Verschoor の分類による第4のグループは間接話法には接触せず、*contexte* のみによって自由間接話法であることが理解される場合であり、従って Bally の言う *figure de pensée* の場合に当たる。ここで人物の言葉か作者の叙述か多少とも曖昧なこともあるが、中世作品の oral な性格を考えれば、「語り手」の *intonation* によって、曖昧さは避けられた筈である、という Verschoor の意見は全く正当なものと考えられる。しかし *intonation* の記録の全くない現在ではこの場合もやはり他に明瞭な indice が有るのでない限り、自由間接話法の可能性を指摘し得るのみということになり、従ってこの場合も「近代的用法」とは認めがたい。

それでは先立つ間接話法以外に indice を持つ自由間接話法は古代フランス語では見られないのであろうか。Verschoor (pp. 94–96) は古代フランス語でも indice の必要は感じられていたとして、その例を9例あげているが、そのうちの1例は *si come il dit* という一種の挿入節の入ったものであり、他の8例はすべて「自由間接話法」のあとの文に指示語のあるものであって、Bally 1914 (pp. 410–421) があげている近代フランス語の多種の indice に比べると非常にかたよったものである。近代フランス語に特に多いと思われる先立つ文に指示語のあるもの⁽¹²⁾の例は全くあげられていない。その上、自由間接話法が間接話法に続いている場合(上の8例はすべてこの場合に当たる)には、指示語があとの文におかれていては indice としての意味をなさないことが多いと考えられる。この場合、作者の叙述か人物の言葉かを明らかにすることが問題なのではなく、間接話法の内部にあって導入動詞に従属しているのか、又はそれから離脱して自由間接話法となっているのかが問題なのであり、人物のことばであることは先立つ間接話法によって十分理解されるからである。結局 Verschoor の分類による4つのグループはいずれも自由間接話法の存在そのものについても疑問点があり、たとえ、自由間接話法が認められるとしても、少なくとも「近代的」なもの——*intonation* 以外に十分な indice を持つもの、言い換えれば、文語として文法化されているもの——とは言いがたい。彼が古代フランス語にも自由間接話法の例は多く見られると言っているのは、自由間接話法の定義の範囲を広げ過ぎているためであって、我々の定義によ

る近代的な自由間接話法の例は、彼のあげている例の中にはほとんど見出されない。Verschoor (p. 98) 自身、car や por ce que で始まるものが多く、又大部分は間接話法の *ambiance* 内にあると言っているが、これらの例は、我々によれば、自由間接話法とは認められないか或いは自由間接話法であり得た可能性が指摘されるのみである。

それでは Lips (p. 122) の言う通り自由間接話法は文法形式としては「より後の時代に確立した」のであろうか。ここで Verschoor の分類は基本的には Lips の分類——間接話法からの離脱によるものと *figure* によるもの——と同じであることに注意しよう。Verschoor の 1. 2. 3. のグループは Lips の前者に当たり、4. のグループは後者に当るわけである。古代フランス語の自由間接話法は事実この段階にとどまっていたのであろうか。

12・13世紀の作品22種の調査⁽¹³⁾の結果を次に述べよう。

IV

中世の作家達が「主観的」であること、従って *ambiguité* の場合が多く見られることは Lips (p. 118, p. 125) や Verschoor (pp. 93-94) の言う通りである。

- ex. 22. Mut furent tuit pur lui dolent ;
 Jeo quid k'il en i ot teus cent
 Ki feissent tut lur poeir
 Pur lui sanz pleit delivre avoir :
Il iert rettez a mut grant tort. (Marie, Lanval, 419)
- ex. 23. Li quens Rollant, quant il les veit venir,
 Tant se fait fort e fiers e maneviz !
Ne lur lerat tant cum il serat vif. (Roland, 2124)
- ex. 24. Tant com il pueent plus veoir
 Lor ami, l'esgardent por voir,
 Que del vaslet molt lor enuie,
Et Dex a droit port le conduie
Sanz anconbrier et sanz peril. (Cligés, 261)

これらの例でイタリック部分は人物の言葉・考えをうつしたものであるとも考えられが、作者自身が介入し、或いは説明を加えているととれないこ

ともない。しかし中世に於いては、「語り手」の intonation によって *ambiguité* は避けられたと思われることについては先に述べた通りである。

一方、挿入節を持つものの例は比較的少ないが、次のような例が見られる。

ex. 25 Ceus en sa borse li bouta,
 Son escot bien li aconta
 Sa femme ançois k'aler l'en laisse :
Entre makeriaus et cervaisce
Aront en un denier a plain,
Ce dist, *et deus deniers au pain,*
C'est assés por lui et son fil. (Bodel, I, 11)

ex. 26. La reïne s'en part a tant,
 En sa chambre s'en vait plurant ;
 Mut fu dolente e curuciee
 De ceo k'il l'out si avilliee.
 En sun lit malade cucha ;
Jamés, ceo dit, ne levera,
Si li reis ne l'en feseit dreit
De ceo dunt ele se pleindreit. (Marie, Lanval, 303)

ex. 27. Un Sarrazin i out de Sarraguce,
 De la citet l'une meitet est sue :
 Ço est Climborins, ki pas ne fut produme.
 Fiance prist de Guenelun le cunte,
 Par amistiet l'en baisat en la buche,
 Si l'en dunat sun helme e s'escarbuncle.
Tere Major, ço dit, metrat a hunte,
A l'emperere si toldrat la curone. (Roland, 1526)

しかし以上にあげた例はすべて我々の定義によれば自由間接話法とは認められず、Teljatnicova の言う Bericht に当たるものである。次の例もやはり Bericht の一種と考えられる。

ex. 28. Li quens li commence a conter le mariage et l'atargement
 d'oir qu'ele ne pot avoir. *Li boins chevaliers pramist la voie*
a monseigneur saint Jake, ele li requist d'aler avoec lui, et il

li otroia, et murent, et alerent s'ent. Il vinrent a un lieu ou il furent sans compaignie, si troverent larrons en une forest...
(Pontieu, 435)

間接話法に続く節の前に *pause* があると思われるとき、又同じく間接話法に続いて *car* で始まる節が来るときは自由間接話法の可能性が認められることになるが、この種の例は *Verschoor* が多くあげているので(彼のあげている古代フランス語の自由間接話法の例は大部分がこの場合に当たる)、ここで例をあげることは省略する。この種の例はかなり多く見られるが、少なくとも「近代的」な自由間接話法とは認められない。ただ、このような「自由間接話法」が独立文を成していると考えられる場合の例を二、三あげておこう。

ex. 29. Quant el l'oï, dunc chiet pasmee ;

Tute fu morte une loëe.

Il la cunforte ducement

E dit que dols n'i vaut nient :

De lui est enceinte d'enfant.

Un fiz avra, pruz e vaillant ;

Icil la recunforterat.

Yö nec numer le ferat.

Il vengerat e lui e li,

Il oscirat sun enemi. (Marie, Yö nec, 323)

イタリック部分の前に校訂者は *point* をおいているが、それにも拘わらずこの部分も言明動詞に従属していることはあり得ると考えられる。この部分が事実前の部分から独立しているのであれば自由間接話法であることは言うまでもない。次の例についても同じことが言える。

ex. 30. Ce puet l'empereor peser

Qu'ele **dit que** ja n'i avra

Mire fors un qui li savra

Legieremant doner santé,

Quant lui vendra a volanté.

Cil la fera morir ou vivre,

An celui se met a delivre

Et de santé, et de sa vie. (Cligés, 5634)

ex. 31. Et l'emperere est an la tor,
 Qui fet Jehan querre et mander ;
 Lier le comande et garder,
 Et **dit que** il le fera pendre,
 Et ardoir, et vanter la cendre,
 Por la honte qu'il a sosferte.
Randue l'en iert la desserte,
Mes ce iert desserte sanz preu,
Car an la tor a son neveu
Avuec sa fame receté. (Cligés, 6448)

以上の様に、言明動詞に多くの節が続く場合、異なった性質の節が続くことがある。たとえば次の例では直説法の動詞を含む節と接続法の動詞を持つ節とが続いている。

ex. 32. E li vallés sanz delaier
 Vint aus avugles, si lor **dist**
Que chascuns errant se vestist,
Ses sires veut estre paiez. (Cortebarbe, 136)

ex. 33. Et li vaslez **afiche**, et **jure**
que ja dire ne li ira,
 ne ja més ne s'an partira
 de ce chevalier, tant qu'il l'ait
 adobé et chevalier fait ;
mes il aut feire le message,
se il en a si grant corage. (Charrete, 2248)

しかし一つの動詞が同時に直説法と接続法とを支配することは可能であるから、この場合そのことだけで第二の節が言明動詞から離脱しているとは言えない。次の例では間接疑問の節とそうでない節とが並んでいる。

ex. 34. Milun **ad a sun fiz cunté**
 De sa mere **cum** il l'ama,
 E **cum** sis peres la duna
 A un barun de sa cuntree,
 E **cument** il l'ad puis amee
 E ele lui de bon curage,

E cum del cigne fist message :
Ses lettres li feseit porter,
Ne s'osot en nul liu fier. (Marie, Milun, 488)

ex. 35. Et ele li conte et devise
 a con grant poinne ele conquist
 sa dame, tant que ele prist
 mon seignor Yvain a mari,
 et comant ele le gari
 des mains a cez qui le queroient :
entr'ax ert, et si nel veoient. (Yvain, 2426)

この様な構成も古代フランス語では可能であったので⁽¹⁴⁾, この場合も上と同様のことしか言えない。しかし上の2つの例に限って言えばそれぞれのイタリックの部分は独立節を成しているのではないかと考えられる。

又次の例で

ex. 36. ele respont que nel fera,
 car n'est droiz, ne feire nel viaut :
il dormira, qui plus se diaut.
 Erec l'otroie, (Erec, 3086)

ex. 37. La vielle dist qu'el ne saveit,
 Kar nuls ne pot parler od li
 Ne ele n'ot dru ne ami,
 Fors tant que sule remaneit
 Plus volentiers qu'el ne suleit :
De ceo s'esteit aparceüe.

Dunc l'ad li sires respundue : (Marie, Yonec, 236)

car 以下の節が自由間接話法である可能性が存在するのであるが、イタリック部分は car の支配を受けず、しかもあとの文にある指示語によって人物の言葉であることは明らかであるから、この部分が自由間接話法である可能性は更に大きいと言えるかも知れない。だがこの部分も導入動詞に從属していたことはやはりあり得ると考える方が妥当であろう。

しかし、古代フランス語の自由間接話法は決してこの様な段階にとどまっていたわけではない。間接話法に続いて人物の言葉でありながら言明動詞に意味上從属し得ない節が来ているときには、言明動詞からの離脱は否

定し得ない。従ってここには疑問の余地なく自由間接話法が認められることになり、その「近代的用法」が見られると言える。

ex. 38. Erec a la dame comande

qu'ele dorme, *et il veillera* ;

ele respont que nel fera, (Erec, 3084)

イタリック部分はその前の間接話法を導入する動詞 *comanda* には意味上従属し得ないから独立節を形成していることになり、*intonation* も先立つ間接話法のそれとは異なる筈である。しかもこの部分が人物の言葉であることはあとの文にある *respont* によっても確認される。

ex. 39. Li empereres chevalchet ireement

E li Franceis curuçus e dolent ;

N'i ad ceoi n'i plurt e se dement,

E prient Deu qu'il guarisset Rollant

Josque il vengent el camp cumunement :

Ensembl'od lui i ferrunt veirement.

De ço qui calt ? car ne lur valt nient.

Demurent trop, n'i poedent estre a tens. (Roland, 1834)

この例でもイタリック部分はや明動詞に従属していない。この部分だけでは作者の説明とも考えられるが、これが Roland 援助に向かうフランス軍兵の心中の言葉であることは最後の2行の作者自身の言葉によって明らかである。

ex. 40. Eliducs ne saveit pur quei ;

Soventefeiz **requist** le rei

Qu'il escundit de lui preïst

E que losenge ne creïst :

Mut l'aveit volentiers servi !

Mes li rei ne li **respundi**. (Marie, Eliduc, 47)

この例では間接話法に *que* で始まる節が2つ含まれているが、それに続く個所は独立節を成し、自由間接話法になって居り、やはりあとの文にも *indice* がある。この種の自由間接話法が見られる例として、他に (Queste, 53, 31-32), (Marie, Fresne, 330), (Marie, Deus Amanz, 86-91), (Marie, Yonec, 425-436) などがある。ところで次の例で、

ex. 41. Li damiseus, joius e liez,

Quant ariere fu repeiriez,
 Ne surjurnat pas en sa tere ;
 Al rei alat sa fille quere
Qu'il li donast : *il la prendreit,*
En sum le munt la portereit.

Li reis ne l'en escundist mie, (Marie, Deus Amanz, 153)

校訂者 Rychner は querre は sa fille と que 以下の節とを同時に支配している」と註で述べている。そうすればイタリック部分は意味上 querre に従属し得ないと考えられるから、やはり ex. 38 などと同じ型の自由間接話法とみなされるが、J. Lods の校訂 (CFMA 87) では Rychner とは *punctuation* が異なり、次の様になっている。

ex. 41 bis. Al rei alat sa fille querre :

Qu'il li donast, il la prendreit,
 En sum le munt la portereit.

この *punctuation* が正しいとすれば、querre は sa fille をのみ支配し、従って間接話法は存在せず、イタリック部分は独立節であることになる。しかもこの部分が人物の言葉であることは明らかであり、ここには従属節によらない間接的な話法 (sa fille querre) に続く自由間接話法が見られることになる。この様に、間接話法に接触することなく、従属節によらない間接的な話法 (間接話法の一つともみなされる。5 ページ参照⁽¹⁵⁾) に自由間接話法が続く場合は、形式上従属の関係は全く失なわれることになる。14 ページで述べたようにこの型は近代フランス語に最も多いと考えられ、一層「近代的」な性格を持つものと言える。次の例がそれに当たる。

ex. 42. Elidus li ad otrié

E bonement doné cungié :

Tute sa volunté fera

E de sa tere li durra. (Marie, Eliduc, 1131)

ex. 43. Li reis Marsilie s'en purcacet asez :

Al premer an fist ses breffs seieler,

En Babilonie Baligant **ad mandet,**

Ço est l'amiraill, le viel d'antiquitet,

Tut survesquiet e Virgilie e Omer ;

En Sarraguce *alt sucurre li ber*

*E, s'il nel fait, il guerpirat ses deus
E tuz ses ydeles que il soelt adorer,
Si recevrat seinte chrestientet,*

A Charlemagne se vuldrat acorder. (Roland, 2612)

(Roland, 182–186), (Roland, 888) も同様である。次の例では自由間接話法は導入部内の名詞と同格におかれている。

ex. 44. **D'une chose se purpensa :**

L'abeïe crestre vodra ;

De sa tere tant i dura

Dunt a tuz jurs l'amendera,

Kar il i voelt avoir retur

E le repaire e le sejur. (Marie, Fresne, 261)

ex. 45. **D'une raisun oï Rollant parler :**

Ja ne murreit en estrange regnet

Ne trespasast ses humes e ses pers ;

Vers lur païs avreit sun chef turnet ;

Cunquerrantment si finereit li bers.》 (Roland, 2863)

ex. 46. **Li reis s'en curuçat forment ;**

Juré en ad sun serement,

S'il ne s'en peot en curt defendre,

Il le ferat ardeir u pendre. (Marie, Lanval, 325)

他に (Marie, Milun, 350-358), (Marie, Deus Amanz, 43–46), (Marie, Guigemar, 861) がある。又この場合、自由間接話法に続く文にも、先立つ部分が人物の言葉であることを指示する語句が見られることもある。

ex. 47. **Desuz un pin antif est li reis Carlemaines,**

Il e li duze per e les gentes cumpaines ;

Oït lu rei Hugun sus en la tur deplandre :

Sun tresor li durat, sil cundurât en France

E devendrat ses homes, de lui tendrat sun regne.

Quant l'entend l'emperere, pitet en a mult grande

— Envers humilitet se deit eom ben enfrandre —,

E priet a Jhesu que cele ewe remaignet. (Voyage, 783)

ex. 48. **Mut fu preisez en sun païs,**

Mes tuz jurs ert maz e pensis.
 Femme voleient qu'il preisist,
 Mes il del tut les **escundist** :
Ja ne prendra femme a nul jur,
Ne pur aveir ne pur amur,
S'ele ne peüst despleier
Sa chemise sanz depescier.

Par Breitaine veit la novele ; (Marie, Guigemar, 643)

ex. 49. El ne l'osot areisuner

E il dutë a li parler,
 Fors tant ke il la **mercia**
Del present qu'el li enveia :
Unques mes n'ot aveir si chier !

Ele **respunt** al chevalier (Marie, Eliduc, 503)

(Marie, Milun, 235–246), (Marie, Eliduc, 59–74) も同様である。

自由間接話法に先立つ **indice** は必ずしも言明動詞又はそれを含む表現に限らない。以下の例の様に、通常言明動詞とは考えられていないものが自由間接話法を導入することもある。

ex. 50. Tristram l'oï, mut **se haita** :

Ele n'i purrat mie aler
K'il ne la veie trespassez. (Marie, Chievrefoil, 44)

ex. 51. Milun oï celui loër

E les biens de lui recunter.
 Mut ert dolenz, mut **se pleigneit**
 Del chevalier ki tant valeit :
Pur tant cum il peüst errer
Ne turneier n'armes porter,
Ne deüst nuls del païs nez
Estre preisiez ne alosez ! (Marie, Milun, 341)

ex. 52. Lors lor sovint de Salemon,

Que sa fame tant le hai
 Que come morte le trahi.
Espoir autel a ceste fet,

*Mes se il pueent par nul plet
 Feire tant que il la santissent,
 Il n'est hom nez por qu'an mantissent,
 Se barat i pueent veoir,
 Que il n'en dient tot le voir. (Cligés, 5802)*

これらの例で、自由間接話法を導入している動詞或いは語句は、直接言葉や考えを導入する働らきを常に持つとは言えないが、言明動詞に近い機能を持ち得ることは、この種の動詞が事実導入動詞として直接話法を導くことがあることから納得されよう⁽¹⁶⁾。この型に属するものには、他に (Marie, Milun, 273-275), (Marie, Lanval, 136-139) がある。先の場合と同様、自由間接話法のあとの文にも *indice* を持つ例として次の様なものがある。

- ex. 53. Tut sun curage li **manda** ;
 Brief e seel li **enveia**
 Par le cigne, mun escient :
Or li remandast sun talent !
 Quant ele oï sa **volenté**, (Marie, Milun, 361)
- ex. 54. Il veit sovent a li parler,
 Kar de bon quor la peot amer ;
 Il la requiert, el n'en ad cure,
 Ainz li **mustre** de la ceinture :
Jamés humme nen amera
Si celui nun ki l'uverra
Sanz depescier. Quant il l'entent,
 Si li respunt par maltalant : (Marie, Guigemar, 719)

V

以上にあげた「近代的」な自由間接話法は古代フランス語には決して多く見られるとは言えない。一般に中世の作品に於いて、三つの話法のうち最も多く用いられたのは直接話法であり、間接話法は直接話法の内部で作中人物が他の人物の言葉を伝えるときに用いられることが多く、作者自身の言葉として用いられることは直接話法に比べるとはるかに少ない。自由間接話法の例は間接話法よりも更に少なくなる。三つの話法のうちで最も生彩に富むのは言うまでもなく直接話法であり、中世の「聞き手」達が、

直接人物が登場して彼等に語りかける直接語法を好んだであろうことは当然と考えられる。又上にあげた例から見られる様に、「近代的」な自由間接語法は特に Marie de France の作品に多く、その他の作品には例外的にしか見られないと言ってよい。しかし少なくともこれらの例は Lips の意見に反して、古代フランス語に於いても自由間接語法の「近代的用法」が存在したことを示していると言える。又これらの例の存在は、先に自由間接語法の可能性をのみ指摘するにとどめた、間接語法に接触しているものが、事実自由間接語法であったことを示す裏付けになると考えることも許されるかも知れない。そうとすれば自由間接語法は第三の語法としてほとんど間接語法と同じ程度に或いはそれ以上に用いられていたことになるが、しかしこれはあくまで推測の域を出ない。それに間接語法に続く「自由間接語法」も含めて全くその例が見当たらない作品もかなり多いのであり⁽¹⁷⁾、全体として自由間接語法の使用はやはり中世に於いては比較的稀であったと言わなければならない。古代フランス語に於いても自由間接語法は文法形式として確立していた、しかし、それが多くの作家によってその作品中に広く用いられるためには、この語法の特殊な文体効果が要求される文学上の態度が必要だったのである⁽¹⁸⁾。

註

- (1) 引用文献名については別表参照。
- (2) 拙稿「La Fontaine の自由間接語法」(Gallia 7号) p. 60 参照。
- (3) 同上 pp. 56-58 参照。
- (4) cf. Bally 1914, pp. 410-421.
- (5) cf. Biard, p. 89. Biard はこの様な曖昧さを studied negligence として La Fontaine の文体の一つの特徴とみなしている。
- (6) 但し, cf. Bally 1930, pp. 333-334.
- (7) cf. Bally 1914, p. 413, B.
- (8) cf. Foulet, §§ 430-432. この様な構成は17世紀にも見られる。 cf. Haase, § 151.
- (9) cf. Foulet. § 490; Verschuur, pp. 87-88.
- (10) ここで言う「導入動詞からの離脱」は Lips が自由間接語法の一つの起源と考えている「que の反復の省略」とは異なることに注意されたい。なお起源の問題についてはここで詳しくふれる余裕はないが、Lipsの起源論に反して、Thibau-

det, Spitzer, Lerch, Teljatnicova などは自由間接話法の起源を口語に求めている。

- (11) たとえば、彼によれば、直接話法の *signe* は *intonation* (書き言葉では *punctuation*) である。なお Wagner (*Français Moderne*, 1960-3), Chevalier (*Studia Linguistica*, 1960-2) の Verschoor に対する書評はいずれも *intonation* の問題を重んじていることに対し特に好意的である。
- (12) Bally 1914, p. 411 はこの場合を *le cas le plus fréquent et qui permet le moins de doute sur la présence de l'* (= *style indirect libre*) と言っている。なお La Fontaine の自由間接話法にはこの型が最も多い。前掲の拙稿参照。
- (13) 作品名及び使用テキストについては別表参照。
- (14) cf. Sneyders de Vogel, § 343.
- (15) cf. Bally 1912, p. 553, d).
- (16) cf. Le Bidois, § 1123; Verschoor, p. 2.
- (17) 使用テキストの表参照。
- (18) cf. Teljatnicova, 1965, pp. 288-290; 1966, p. 134.

引用文献

- Bally 1912 : *Le style indirect libre en français moderne*. (G.R.M., 1912)
- Bally 1914 : *Figures de pensée et formes linguistiques*. (G.R.M., 1914)
- Bally 1930 : *Antiphrase et style indirect libre*. (A Grammatical Miscellany offered to Otto Jespersen on his Seventieth Birthday, 1930)
- Biard : *The style of La Fontaine's Fables*. (Blackwell, 1966)
- Foulet : *Petite syntaxe de l'ancien français*. (Champion, 1930)
- Haase : *Syntaxe française du XVII^e siècle*. (Delagrave, 1935)
- Le Bidois : *Syntaxe du français moderne*. (Picard, 1935-38)
- Lerch : *Ursprung und Bedeutung der sog. 'Erlebten Rede'*. (G.R.M., 1928)
- Lips : *Le style indirect libre*. (Payot, 1926)
- Sneyders de Vogel : *Syntaxe historique du français*. (Wolters, 1919)
- Spitzer : *Zur Entstehung der sog. 'erlebten Rede'*. (G.R.M. 1928)
- Teljatnicova : *De l'origine du prétendu «style indirect libre»*. (*Français Moderne*, 1965-4, 1966-2)
- Thibaudet : *Gustave Flaubert*. (Gallimard, 1935)
- Verschoor : *Etude de grammaire historique et de style sur le style direct et les styles indirects en français*. (Druk, 1959)

使用テキスト (イタリックの部分省略とした。*** 以下は自由間接話法)
 (又はその可能性のあるものの例の全く見当たらない作品)

- Jean Bodel : Fabliaux. (éd. P. Nardin, Nizet)
 Chrétien de Troyes : Le Chevalier de la *Charrete*. (éd. M. Roques, CFMA 86)
 Chrétien de Troyes : *Cligés*. (éd. A. Micha, CFMA 84)
Cortebarbe : Les trois Aveugles de Compiègne. (éd. G. Gougenheim. CFMA
 72)
 Le *Couronnement* de Louis. (éd. E. Langlois. CFMA 22)
 Chrétien de Troyes : *Erec* et *Enide*. (éd. M. Roques, CFMA 80)
 La *Folie* Tristan de Berne. (éd. J. Bédier, SATF 56)
Huon le Roi : Le Vair Palefroi. (éd. A. Langfors, CFMA 8)
Marie de France : Les Lais. (éd. J. Rychner, CFMA 93)
 La Fille du Comte de *Pontieu*. (éd. C. Brunel, CFMA 52)
 La *Prise* d'Orange. (éd. C. Régnier, Klincksieck)
 La *Queste* del Saint Graal. (éd. A. Pauphilet, CFMA 33)
 La Chanson de *Roland*. (éd. J. Bédier, Piazza)
 Le *Voyage* de Charlemagne. (éd. P. Aebischer, Droz)
 Chrétien de Troyes : *Yvain*. (éd. M. Roques, CFMA 89)

* * *

- Le Charroi de Nimes. (éd. J.-L. Perrier. CFMA 66)
 La Chastelaine de Vergy. (éd. G. Raynaud, CFMA 1)
 Le Chevalier au Barisel. (éd. F. Lecoy, CFMA 82)
 La Folie Tristan d'Oxford. (éd. J. Bédier, SATF 56)
 Gormont et Isembart. (éd. A. Bayot, CFMA 14)
 Narcissus. (éd. M.M. Pelan et N.C.W. Spence, Les Belles Lettres)
 Piramus et Tishé. (éd. C. de Boer, CFMA 26)

(追手門学院大学文学部講師)